

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

指定都市都道府県調整会議の設置について

資料 1 指定都市都道府県調整会議の設置について

参考資料 指定都市都道府県調整会議

平成27年12月9日

総合企画局

指定都市都道府県調整会議の設置について

1 経緯

平成23年8月 第30次地方制度調査会が発足

平成25年6月 同調査会が「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ、いわゆる「二重行政」を解消するためには、指定都市と都道府県が同種の事務を処理する場合等に適切に連絡調整を行う協議会を設置し、協議を行うことを制度化すべきである、と提言

平成26年5月 改正地方自治法成立・公布

⇒指定都市と都道府県の事務処理を調整するための協議の場として、平成28年4月1日に「指定都市都道府県調整会議」（以下「調整会議」という。）が設置されることとなった。

2 調整会議の概要

(1) 協議事項

指定都市と都道府県における事務の処理について協議を行う。

(2) 構成員

指定都市の市長（以下「市長」という。）と都道府県の知事（以下「知事」という。）で構成され、市長と知事は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を構成員として加えることができるとされている。

- ・指定都市、都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
- ・学識経験者 等

さらに、協議事項が、教育など、市長又は知事以外の執行機関の権限に属する場合には、当該執行機関の関係者を構成員として加えるものとされている。

(3) 応答義務

地方自治法第2条第6項又は第14項*の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、市長又は知事は、協議を行うことを求めることができ、この場合、求めを受けた者は、当該求めに応じなければならないとされている。

(4) 会議運営

改正地方自治法に定める事項のほか、調整会議の具体的な運営等に関して必要な事項は、調整会議が定めることとされている。

(5) 総務大臣に対する勧告の求め

応答義務のある事務について協議を調えるため必要があると認めるときは、市長又は知事は、総務大臣に対し必要な勧告を行うよう申し出ることができる。この場合、勧告を求める者は、あらかじめ、その議会の議決を経なければならないとされている。

3 今後の予定

～平成28年3月 調整会議の運営方法等について県、横浜市及び相模原市と協議・調整

平成28年4月1日 改正地方自治法の施行に伴う調整会議の設置
(各指定都市と都道府県との間で設置)

※【参考】地方自治法（抜粋）

第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

(1～5 略)

6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

(7～13 略)

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(15～17 略)

地方自治法の一部を改正する法律（抜粋）

（指定都市都道府県調整会議）

第252条の21の2 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下この条から第252条の21の4までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

2 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 指定都市の市長
- (2) 包括都道府県の知事

3 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
- (2) 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者
- (3) 指定都市の議会が当該指定都市の議会のうちから選挙により選出した者
- (4) 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
- (5) 包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者
- (6) 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
- (7) 学識経験を有する者

4 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行う場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。

5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第2条第6項又は第14項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に関し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。

6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。

7 前各号に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に関し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。

指定都市都道府県調整会議

目的

- 指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理を調整するための協議の場（改正法の施行により、いわば自動的に設置されていることになるもの）

協議事項

- 指定都市又は都道府県は、二重行政を防止するために必要であると認めるときは、調整会議における協議を求めることができる。

→ 指定都市又は都道府県は、協議を求められれば、応じなければならない。

【例】

- ・ 公共施設の整備（都市部に不足する介護老人福祉施設の整備など）
- ・ 同一の施策の調整（圏域の成長のための産業政策や中小企業支援策など）
- ・ 類似した行政分野の調整（ゲリラ豪雨対策としての河川整備と下水道整備など）

指定都市都道府県調整会議



指定都市の市長



都道府県知事

【構成員として追加可能な者】

- ・ 他の執行機関の代表者
- ・ 職員
- ・ 議会を代表する者として議会が選任した者
- ・ 学識経験者

協議を調えるために必要と認めるとき
総務大臣の勧告を求める申出が可能

総務大臣の勧告

（指定都市都道府県勧告調整委員
及び各省の意見を聴く）